

岡山県八浜町における「地方改良」運動の考察

- 地域社会に及ぼした影響 -

マスカットユニオン 片山 貴夫 (004785)

キーワード「地方改良運動、基本金、

1. 研究目的

本研究は、2014年11月30日の日本社会福祉学会大会、2015年5月9日の社会事業史学会大会で発表した研究成果を踏まえて考察をさらに深めたものである。内務省から地方改良運動の「模範町」と見なされた岡山県八浜町の実態およびその評価を明らかにしようとした。

2. 研究の視点および方法

当時の報告資料『地方改良事業視察報告書 奈良・岡山県』（熊本県八女郡役所）を精読し、地方改良運動の先行研究および郷土史の成果と対応させて、考察を進める。

3. 倫理的配慮

1) 社会事業施設に保護されていた人間の実名については原則として苗字のみを表記する。
2) 社会事業施設に保護されていた人間の人物像については誹謗中傷になりうる表現を可能な限

り避ける。

3) そのほかの社会事業に関係していた人物像で具体的描写に踏み込む部分についても、事実と

評価とは可能な限り峻別する。

4) 2、3について、直接の血縁者から要請がきた場合には、筆者と見解を異にする場合において

も、最低限「併記」とする。

5) 1、2、3、4については、先行研究による論文の引用であることを理由に例外を設けない。

6) 史料中の現代では不適切と考えられる表現については「原文ママ」と記す。

4. 研究結果

八浜町は他町村に先駆けて1899（明治32）年9月に「基本金」の蓄積規則を設け、20年間かけて「一、基本財産より生ずる収入 二、歳計予算外の収入 三、国庫および県税交付金 四、植林より生ずる収入金 五、その他町会にて決議したるもの」の歳入を

20年間蓄積する方法を定めた。しかし、その蓄積の成果が少なく目的を達成し難いので、1902（明治35年）年、その規則を廃止して新たに蓄積条例を設定して、前記5項目に加えて「一、戸籍法および町村条例による手数料 二、不用品払代及び当座預金利子」をさらに20年間蓄積することとした。さらに、1911（明治44）年6月には、設定した蓄積期間を止め「元資より生ずる収入を以て歳出経常費を支弁し得る額に達するまで」その収入を蓄積するという方法に改定した。

1908年、八浜町は規則を改正し、「学校基本財産から生じる収入で経費〔戦後と違って義務教育は自治体の負担によっていた〕を以て支弁できるほどの額に達するまで」、町民の「婚姻、分家、祝年、分娩、其他慶事」といった冠婚葬祭の際の寄付金などから町に拠出させた。藤原元太郎町長自ら初老祝賀費を省き200円を寄付して模範を示し、小学校教員も赴任の際、奉職記念として寄付をした。

問題は、「寄付金額氏名等永久に保存する為め錦表装の簿冊に記録し桐製の箱に納め之を学校に備え置き父兄会母姉会の際町民の縦覧に供すること」にしたことである。これは、地域社会の経済格差を可視化せしめる行為であったはずである冠婚葬祭に際して半ば強制的に寄付金を集めることは、必然的に行事祭礼の簡素化をもたらし、それだけでも地域社会のありかたを変化させた。「神前結婚」が導入されているように、時間を厳守する近代的習慣の導入と相まって、地域社会の文化的変容をもたらした。

「戊申詔書奉載記念貯金規則」を設け町民中出生ある毎に、男子一人につき1円、女子一人につき50銭を「出生当時基金」として、町費から貯金通帳の形で贈り、男子25歳、女子20歳になるまで、毎年その金額以上を貯金させることにした。地域住民の拠出からの積立ではあるものの、次世代育成の対策としての意味もあったといえる。

当時養鰻、朝鮮出漁が盛んに行われて比較的豊かな漁村であった八浜町の「八浜水産販売信用購買組合」は、「組合員の子弟にして小学校及補習学校に就学する者には教科書を寄贈し」、「授業料の半額を補助」していた。

5. 考察

内務省から表彰された八浜町においては、内務省官僚によって「地方改良」運動が進められる以前から行われてきた施策が基礎になっていたものであり「地方改良」運動それ自体がというよりも、地域の元来からの慣行および経済的蓄積が大きな要因であったと思われる。地域社会の文化的変容も伴うものであり、住民間に亀裂をもたらした側面もあったと思われる。